

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第 90 回）議事録

1 日時 令和 8 年 4 月 21 日（火）11:30～11:52

2 場所 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、石井 夏生利、江崎 浩、高橋 利枝、藤井 威生
（以上 8 名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁（以上 1 名）

（3）総務省

＜総合通信基盤局＞

・電気通信事業部

井上 淳（事業政策課長）、杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）、
八代 将成（電気通信技術システム課番号企画室長）

（4）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

答申案件

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について

【令和 7 年 6 月 17 日付け諮問第 1241 号】

開 会

○岡田部会長 ただいまから情報通信審議会第 90 回電気推進事業政策部会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現在、委員 8 名中 8 名が出席ということで、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申案件 1 件でございます。

答申案件

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について

【令和 7 年 6 月 17 日付け諮問第 1241 号】

○岡田部会長 令和 7 年 6 月 17 日付け諮問第 1241 号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について、審議いたします。

それでは、電気通信番号政策委員会の相田主査から御説明をお願いいたします。

○相田主査 電気通信番号政策委員会の主査を務めています相田です。

諮問第 1241 号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」最終答申（案）に寄せられた御意見と、それらに対する考え方について、電気通信番号政策委員会における検討結果を報告させていただきます。

本件は、本年 2 月 11 日の本部会での御審議を踏まえ、2 月 18 日から 3 月 19 日までの間、意見募集が行われました。その結果、一体として意見募集を行いました「モバイル網固定電話の技術的条件」報告（案）に対するものを含めて、法人 5 件、個人 5 件の意見の提出がありました。これらの意見につきまして、モバイル網固定電話の技術的条件を検討しています情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会と合同会議により検討し、両委員会としての考え方を整理いたしました。その検討結果につきましては、資料 90－1－1 にお示ししています。

なお、検討結果のうち、IP ネットワーク設備委員会における検討事項につきましては、4 月 7 日に開催した同委員会においてその内容が承認されており、後日、情報通信技術

分科会において審議される予定となっています。

それでは、本部会の審議対象となります電気通信番号政策委員会において検討した事項の詳細につきましては、同委員会の事務局から説明いただけるとのことですので、お願いしたいと思います。

○八代番号企画室長　電気通信番号企画室の八代です。よろしくお願いいたします。今、相田主査から御紹介ありましたとおり、資料 90－1－1 に基づき御説明させていただきます。

「モバイル網固定電話の技術的条件」報告（案）及び「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」最終答申（案）を一体のものとして意見募集を2月18日から3月19日まで行いました。意見提出は10件で、法人の方から5件、個人から5件の御意見をいただいています。先に申し上げますが、委員会などで御議論いただいた結果、修正を要するような意見は今回ありませんでした。

以下、内容を詳細に御説明させていただきたいと思います。

2 ページ目は総論の御意見でして、意見1は NTT ドコモからいただいた御意見です。モバイル網固定電話の技術的条件及び電気通信番号制度の要件は、現行サービスの品質・仕様を踏まえたもので、事業者への過度な負担なくユニバーサルサービスの提供が実現し得るものとなっていることから、賛同の御意見というものです。考え方といたしましても、賛同の御意見として承るということとしています。

意見2は NTT からいただいた御意見でして、黒ポチの1ポツ目と2ポツ目につきましては、方向性について賛同の御意見となっています。3ポツ目につきましては、緊急通報における機能や通信品質に関し、中長期的課題とされた事項につきまして、必要な検討に御協力いただけるというような御意見です。また、緊急通報における機能に関する検討については、モバイル網固定電話のみではなく、携帯電話での議論とすることを御要望するというような御意見です。4ポツ目、こちらも御要望の御意見でして、現行サービスをユニバーサルサービスとして指定するための制度整備を速やかに進めることを要望されるという旨の御意見です。

考え方といたしまして、1ポツ目、2ポツ目の御意見については、賛同の御意見として承ることとしています。次ページの3ポツ目の緊急通報など中長期的課題の検討につきましては、関係者の意見を踏まえつつ総務省において議論を進めることが適当という考え方を記載しています。4ポツ目のユニバーサルサービス制度の制度整備に関しての

御意見につきましては、本報告において技術的条件が示されたことも踏まえ、政策部会の答申である「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申書」に沿って、今後、関係する委員会及び総務省において検討が進められるものと考えますと記載しています。

意見3は NTT 東西からいただいた御意見です。1 ポツ目につきましては、技術的条件が現行のサービス品質・仕様を踏まえたものであり、追加的な開発等が不要ということ、電話番号制度上の要件は、柔軟な提供エリアの拡大を可能とするということから、賛同の御意見です。2 ポツ目につきましては、先ほどのユニバーサルサービス制度の制度化の御意見と同趣旨の内容でして、引き続き、制度整備について検討を御要望されるというような御意見です。考え方といたしましては、1 ポツ目、賛同の御意見として承った上で、2 ポツ目、制度整備については、関係する委員会及び総務省において検討が進められるというような旨を記載しています。

以上が総論でして、次に技術条件に関してのものです。先ほど御紹介ありましたとおり、IP ネットワーク設備委員会側の考え方にはなりますけれども、御参考として御紹介させていただきます。

まず、意見4は責任分界点につきましてはの御意見です。NTT ドコモからいただいた御意見でして、現行サービスと同等の扱いとなる方向性について、サービスの低廉性の維持の観点から賛同の御意見です。

意見5ですけれども、通信品質について、多様な提供手法に配慮した柔軟な基準値が設定されたことについて、サービスの低廉性の維持の観点から、賛同する御意見をいただいています。こちらにも賛同の御意見として承っています。

意見6につきましては、個人の方から、緊急通報に関する機能についていただいた御意見です。固定電話からモバイル網固定電話への移行が進む中で、緊急通報装置、こちらはボタンを押せば高齢者住宅などで緊急通報がそのままされるというような機能を持った装置です。こういった緊急通報装置が利用できない等のトラブルが生じないように、制度面での対応や利用者への十分な周知を行っていただくことを強く希望するというような御意見です。

考え方といたしまして、こちらはモバイル網固定電話をユニバーサルサービスと位置づけることについての御賛同の御意見として承った上で、緊急通報に関する部分については2 ポツ目、3 ポツ目に記載しています。現在提供されているモバイル網を活用した

固定電話においては、各社のホームページにおいて確認事項や注意事項として、通報ボタンを押すことで緊急通報機関に連絡される装置については、使用できないという旨が周知されているというような現状を記載しています。3 ポツ目といたしまして、御指摘いただいた点も含め、緊急通報の機能については、事業者がユーザーへの周知を徹底し、緊急通報を円滑に行えるように取り組むことが重要という考え方を示した上で、総務省においても、現状といたしまして、そのような装置が使用できないという可能性も含め、丁寧な案内を検討するよう、NTT 東西に要請を行っているというような現状を記載しています。

意見7は NTT ドコモと NTT 東西からいただいた御意見です。緊急通報につきまして、短期的には現行サービス仕様での提供を可能とする方向性について、サービスの早期提供及び低廉性の維持の観点から、賛同されるというような御意見です。

意見8については、KDDI からいただいた御意見でして、短期・中長期に分けて検討を行うことについての御賛同の御意見、2 ポツ目につきましては、中長期の検討については、関係事業者の意見を十分に聴取するということ、その実現可能性や費用対効果を含めて慎重に検討するというようなことを御希望される御意見です。1 ポツ目につきましては賛同の御意見として承った上で、2 ポツ目、中長期の検討につきましては、関係者の意見を踏まえつつ、総務省において議論を進めることが適当と考え方を記載しています。

意見9につきましては、損壊・故障対策等の設備規律について、NTT ドコモからいただいた御意見です。現行どおりの規律の方向性について賛同するというような御意見でございます。考え方としても、賛同の御意見として承っています。

8 ページ目が電気通信事業政策部会の電気通信番号制度に関しての御意見です。モバイル網固定電話について、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画に設置することを要件として課さないという方向性は、サービスの低廉性を維持しながら提供エリアの拡大を可能とするものであり、賛同するという御意見を NTT ドコモ、KDDI からいただいています。こちら、考え方といたしましては、賛同の御意見として承った上で、ユニバーサルサービスの提供エリアを拡大するということを御意見として示されておりますので、そちらを後押しするべく、サービスの低廉性を維持しながら提供エリアを拡大するなど、ユニバーサルサービスの効率的な提供を行うことが適当であるという考え方を記載しています。

9 ページ、その他、必ずしも答申に直接関係はしない御意見について記載させていただいています。意見 11 は、最近の動向、固定電話番号を偽装したなりすまし電話による詐欺被害についての御意見です。電話番号がユニークであるためにセキュリティー品質をどう確立するのかといったような答申を御希望されるという御意見を個人の方からいただいています。

まず、1 ポツ目の前半につきましては、答申の趣旨を書いてございます。こちらは新たにユニバーサルサービスとして位置づけるモバイル網固定電話について技術的条件の電話番号制度について規律の在り方を検討したというものを書いた上で、なりすましについての現行制度を紹介しています。固定電話番号を実装したなりすまし電話については、既に省令において、利用者に付与した電話番号と異なる番号を送信するということがないよう必要な措置、偽装を防止するような措置を講ずることが電気通信事業者に義務づけられているということ、これを、電気通信事業者による当該規定の適切な運用が必要であるという考え方を示しています。

意見 12 は答申については概ね内容に賛同するという御意見ですが、NTT に対しての個別の御意見をいただいています。NTT の経営状況が悪化していることは認識しているものの、NTT 東西はあくまで基盤的かつ公益性の高いサービスを担っていることから、NTT 東西の固定網国有化も含めサービスレベル維持に向けた支援をいただきたいというような御意見でございます。答申の方向性については、賛同の御意見として承った上で、NTT に対しての御意見については今後の参考として承ることとしてございます。

意見 13 は緊急情報に関して、個人の方からの御意見です。モバイル網固定電話に先駆けて、IP 電話から緊急通報へのダイヤル規制撤廃を求めるというものです。インターネットや 050 などの IP 電話に関して緊急通報をできるようにしてほしいというような趣旨の御意見です。

こちらにつきましては、緊急通報の中長期的な課題に当たっての参考とさせていただくということとしています。現状、IP 電話から、050 などの電話番号から緊急通報などをされていないという状況について、中長期的な検討に当たって参考とするとしています。

2 ポツ目については、制度上の考え方を記載させていただいてございます。現状、法令でやってはいけないと決まっているわけではなくて、緊急情報を提供するためには、提供区域内の全ての受理機関の指令台と接続した上で、通報者の発信場所に応じた管轄

の受理機関と接続する機能や、位置情報の提供等の受理機関のニーズを踏まえた機能を有するという事、そのためのサービス提供区域の指令台との調整が必要というような状況になっています。これらの条件が満たされるのであれば、050 番号についても制度上、緊急通報の提供が可能となっているという現状を記載しています。

意見 14 は、今回の答申が弱者の負担増大と排除を招くだけであり、この報告・答申（案）に反対するような御意見です。2 ポツ目としまして、電話サービスの公共料金化及び弱者保護の視点を報告及び答申（案）に反映することを強く求めるというような御意見です。

こちらにつきましては、低廉性に関しての御意見の部分については、1 ポツ目に記載しています。ユニバーサルサービスとしての低廉性の観点も踏まえ検討を行い、報告における技術的基準についても、ユニバーサルサービスへの指定に際し、コストをかけて処理機能の改善を求めないということとしています。このことから、報告（案）における検討が利用者の負担や排除を招くことにはつながらないというようなこと、こちらの答申の考え方を示しています。

その他の御意見については、今後の参考として承った上で、一つ、電気通信番号制度の犯罪対策のところについては考え方を記載しています。今回の電話番号制度の答申につきましては、モバイル網固定電話の技術的条件や電話番号制度について取りまとめたものでして、犯罪対策については既に一次答申に盛り込んでいるということを記載させていただきます。

こちらがいただいた御意見及びそれに対する考え方となっています。こちら、御議論いただきました上で、90－1－4 に示しております答申を御了承いただきましたら、こちらを最終答申として御答申をいただきたく存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問等がございましたら、チャット機能にてお申出ください。

よろしいでしょうか。今回の最終答申（案）には、モバイル網固定電話に係る電気通信番号政策委員会に係るテーマがこの事業政策部会の審議対象となっておりますが、併せて、技術分科会等でお諮りいただいている内容についても今回御説明をいただいたということでございます。モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づける上で必要な御議論をいただいたものと思います。

それでは、皆様から御意見、御質問等ないようですので、現在、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料 90－1－1 の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表するとともに、資料 90－1－2 の最終答申（案）について、資料 90－1－4 の答申書（案）のとおり最終答申とすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申出ください。

（異議の申出なし）

○岡田部会長　御異議なしと認めます。

それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料 90－1－4 の答申書（案）のとおり、電話番号の犯罪利用対策に係る電気通信番号制度の在り方については、最終答申とすることといたします。

なお、モバイル網固定電話の技術的条件については、相田主査からも御説明がありましたが、今後、情報通信技術分科会で審議される予定となっております。分科会において答申となった際には、当部会の答申と併せて公表することを予定しております。

閉　　会

○岡田部会長　それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

○金子総合通信管理室長　特にございません。

○岡田部会長　ありがとうございます。

それでは、本日の会議をこれにて終了とさせていただきます。なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。皆様、御参加いただきまして、大変ありがとうございました。